

特養入所希望者調査における個人情報の取扱いについて

1 調査の目的

諏訪広域連合では、介護保険法第 117 条の規定に基づき、介護保険事業の適正かつ円滑な実施を行うための計画を立てています。（介護保険事業計画）

計画では施設整備の目標数を定めますが、そのためには施設の需要がどの程度であるかという実態把握が不可欠であり、その実態把握を行うために、本調査を実施します。

3 個人情報の保護

(1)「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。それに関して、厚生労働省は介護サービス事業者等の適正な個人情報の取扱いに資するため、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を平成 16 年 12 月に策定しました。

法第 15 条・第 16 条において、個人情報の取扱いに当たっては個人情報の利用目的を特定しなければならず、必要な範囲を超えて当該個人情報を扱う場合は本人の同意が必要であると規定されています。しかし、地方公共団体がその事務を遂行することに対し協力する場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合については、「本人の同意なしに目的外利用してはならない」という規定は適用されません（法第 16 条第 3 項第 4 号）。

また、法第 23 条では、個人データの提供に当たっては、あらかじめ本人の同意を得なければならないと規定されています。しかし、地方公共団体がその事務を遂行することに対し協力する場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合（例：統計調査等）については、本人の同意を得る必要はないとされています（法第 23 条第 1 項第 4 号）。

以上の点から、本調査において個人情報を本人の同意なしに提供することは、法の趣旨に反するものではありません。

(2)提出された入所希望者名簿については、個人情報保護の趣旨を踏まえ、取扱いには十分配慮いたします。